

高齢者施設のあれこれ（2） 「特定施設」って？

今回は、高齢者施設を検討するときに、多くの方々が理解しにくいポイントとなる「特定施設」かそうでないかという点にしばって解説したいと思います。

高齢者施設の中で、「特定施設」かそうでないかということに注目すべきなのは、「有料老人ホーム」、「サービス付高齢者向け住宅」、「ケアハウス（軽費老人ホーム）」の3つです。



「特定施設」とは、介護保険法に基づき、入居者に対して①介護サービス計画書の作成、②計画書に基づいた食事・入浴・排泄などの介助、③その他の日常生活に関わる身体的介助、④機能訓練（リハビリ）という4つのサービスを提供するために、厚労省の定められた人員配置や設備の基準を満たしているという指定を自治体から受けた施設のことです。

入居者側から見ると、時間を気にせずに施設の介護スタッフが必要な介護を必要な時にしてくれる代わりに、要介護度に応じて毎月一定金額の費用を支払うという仕組みです。

この金額は、要介護1で自己負担金1割負担の方で月額16,000円程度から、要介護5で自己負担金3割負担の方で月額75,000円程度まで、お身体の状況や収入の状況、更には入居中の施設の各種加算項目によって違ってきます。注意しなければならないのは、この金額の支払いは、施設の利用料等とは別に毎月発生するという事です。

「特定施設」のメリットは、利用した介護の積上げ計算ではなく、パック方式になっているので、どんなに細やかに介護をしてもらっても、追加の費用が発生しないという点です。積上げ式だと、介護ヘルパーは月・水・金の午前中1時間ずつなどと日時が決まっていることが多く、食堂まで車椅子を押してほしい、食事の介助を毎食してほしい、オムツを頻繁に替えてほしいなどという毎日の細かい介助にすべて対応しようとすると、介護保険の枠を超えて高額な自費サービスを利用せざるを得ない事態も想定されます。

逆に、それほど介護を必要としない状況であっても、定額のパック料金がかかってしまうことがデメリットです。

ちなみに、「有料老人ホーム」の中で、「介護付」と名乗ることができるのは「特定施設」だけです。「介護付有料老人ホーム」であれば、「特定施設」であることは間違いありません。「特定施設」の指定を受けていない場合は、「住宅型」と名乗ります。

ただし、「特定施設」は全国で総量規制があり、自治体の判断で「特定施設」の数が制限されています。「特定施設」並みの基準で施設をオープンさせただけで、総量規制によって今は指定が受けられないという「住宅型有料老人ホーム」もあります。

高齢者向け施設を検討するときは、入居時の費用や毎月の家賃・管理費だけでなく、どんな介護がどれくらいの費用で受けられるのかということをしかりと理解することが大切です。